

第3章

基本目標・基本計画

第1節 基本目標

第2節 基本計画・実施計画

第三次鳥取市地域福祉活動計画体系図

第3章 基本目標・基本計画

第1節 基本目標

第2章第2節の課題解決に必要なことを基本目標として掲げました。

1 住民意識の高揚と啓発

地域福祉を推進していくためには、地域住民の福祉サービスや福祉課題に対する意識や態度の高揚が不可欠であり、多くの住民が参加し活動を推進していくための土壌づくりが求められます。

特に近年、介護保険法の改正や障害者自立支援法の制定など福祉制度が大きく変わり、私たち住民を取り巻く環境は年々変化しています。また、ホームレス問題や児童虐待等これまでなかった新しい福祉問題も顕在化してくる中、座談会や研修会等の福祉学習を通して地域住民の理解や活動への参加など動機付けをはかる取り組みが重要となってきます。

私達地域住民は、福祉課題への問題意識の共有化を図ることにより、地域社会における生活課題に目を向け、自ら主体的に活動を展開し、課題解決に向けてそれぞれが役割を担い、地域福祉の推進に努めていきます。

2 住民参加・参画による地域福祉活動の推進

地域福祉の推進は、地域住民や関係団体等の主体的な活動を大前提としたものであり、相互支援は地域福祉活動の基本であるといえます。

しかし近年、近隣との関係は希薄になり、以前ならあたりまえの事としてすぐ解決できていた問題が今ではなかなか解決できないでいることも多々あります。地域住民を福祉施策の対象としてだけでなく、地域福祉支援の担い手として位置づけ、NPO、ボランティア団体、市民活動団体等の独自性のある活動や企業・福祉施設・学校等あらゆる諸団体と連携・協働し、多様化・複雑化してきた住民福祉ニーズに対応し支援していくことができるような取り組みが重要です。私達地域住民は地域住民参加・参画によって「手をとりあって共につくる住みよいまちをめざして」地域福祉活動の推進に努めていきます。

3 在宅福祉サービスの推進・開発

在宅福祉サービスの推進においては、地域住民のあらゆる生活・福祉問題を受け止め、迅速かつ的確に問題解決につなげていくために、制度やサービスの整備に努める必要があります。

また一方で私達地域住民は関係機関と協働し、既存のサービスでは対応しきれない多様なニーズに即応することができるような住民活動等のためのメニューの開発に努めていきます。

4 利用者支援活動の推進

関係法令や住民参画による福祉サービス・制度も整備されつつありますが、利用者本位の立場に立って、その人の生活課題を総合的・継続的に把握し、必要なサービスを選んで利用することができるように支援していくことが求められています。

また、判断能力が不十分な方への支援、総合相談・ケアマネジメント、苦情解決等の事業の充実を図っていく必要があります。

5 社会福祉協議会の機能強化

社会福祉協議会は地域福祉の推進を図る民間団体として期待されており、地域福祉推進の中核的な存在として機能していくために組織・財源のあり方についても検討・充実に努めます。

第2節 基本計画・実施計画

それぞれの基本目標を実現する上で考えられる重要な項目を実施計画として次ページ以降に掲げています。実施計画の詳細は第4章に掲載しています。

第3次 鳥取市地域福祉活動計画体系図

【基本目標】

【基本計画】

【実施計画】

手を取りあって共につくる住みよいまちをめざして

